

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03477

研究課題名（和文）行政組織のジェンダー構成と組織パフォーマンスに関する比較論的研究

研究課題名（英文）A comparative study on the gender composition and organizational performance of administrative organizations

研究代表者

鈴木 桂樹（SUZUKI, Keiju）

熊本大学・大学院人文社会科学部（法）・教授

研究者番号：90187724

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、イタリアにおけるジェンダー政策の行政的实施体制の形成と展開に焦点をあて、公的組織のジェンダー構成の変化がその組織の活動内容の変化に及ぼす影響を与えるかについて検証することを目的としている。まず、重要な公式文書である首相府公共機能局「2007年5月23日指令」について解題とともに資料公表を行った。関連政策分野の分析としては、社会福祉政策と取り上げ、「イタリア福祉国家論」としてまとめた。現在、イタリア行政のなかにおけるジェンダー平等に向けた取り組みの分析作業を進めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

組織のジェンダー構成（組織ジェンダー）とその政策立案や活動（事業ジェンダー）との影響関係に視点を据えた行政分析は他に例がなく、高い学術的独創性を有する。加えて、「ジェンダー主流化」段階での行政や政策形成のあり方を考える上で極めて大きな実践的意義をもつ。

日伊両国は、少子高齢化の進展、家族依存型福祉社会観の根強さ、さらに本研究テーマに関しても、同時期に中央省庁再編法を制定し男女共同参画担当組織を高く位置づけるなど、近接比較の好例をなす。本研究は、先行の比較行政研究を豊富化するとともに、わが国の男女共同参画政策の取り組みにとっての実践的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the formation and development of the administrative implementation system of gender policy in Italy, and examines how the change in the gender composition of public organizations affects the changes in the activities of the organizations. First, I introduced "the May 23, 2007 Directive", which is an important official document of the Prime Minister's Office, along with an explanatory note. As for the analysis of related policy fields, I took up social welfare policy and made it a paper as a welfare state theory. And now, I focus on the analysis and understanding of the gender equality efforts in the Italian public administration.

研究分野：政治学

キーワード：男女共同参画 行政組織 ジェンダー

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) イタリアにおいては、ジェンダー平等政策を統括する行政機関(ナショナルマシナリー)に加えて、行政組織そのものの男女平等を進める機関として各省庁や地方自治体などに男女均等委員会(Comitati per pari opportunità)が個別に設置されてきた。これは、組織のジェンダー構成の再編が自覚的・系統的に行われてきたことを意味し、行政組織のジェンダー平等化が当該部局のパフォーマンスに与える影響を分析する格好の素材を提供しているものと考えられた。

(2) わが国のイタリア研究においては、90年代以降、イタリアにおける女性の地位、男女平等、少子化社会、さらに女性の政治参画やポジティブ・アクションの政策動向などについての紹介が散見されるようになってきていたが、本研究が焦点をあてる行政の実施体制に関するものではなく、注記的に触れているものが例外的に存在しているにすぎなかった。

(3) ジェンダー政策担当機関の政策形成に果たす役割に関する研究は、国際比較研究において一定の業績が見られ、D.M.Stetson, A.Mazur, Comparative State Feminism, 1995.をはじめ J.Outshoorn, J.Kantola, Changing State Feminism, 2007.や D.E.McBride, A.Mazur, The Politics of State Feminism, 2010.などがイタリアの事例を含む分析を行っていた。ただ、本研究の柱として据えた行政内部の均等化対策の展開についての分析は行われていない。

(4) イタリアにおいては、90年代の行政研究のなかで男女平等推進機構に言及したものがあるが、多くは行政改革の文脈においての言及であり、ジェンダー視点は希薄である。政治研究分野では、社会学や歴史学などに比べてジェンダー研究の取り組みは芳しくなく、テーマも「市民的権利」「女性運動と組織」に偏る傾向にあった。「女性の政治参加」をテーマとする文献においても(Brunelli, G., Donne e politica, 2006 など)、行政への関心は高いとは言えない。「ジェンダーと公共政策」の切り口からの分析(Donna, A., Genere e politiche pubbliche, 2006. など)においてナショナルマシナリーの概要への言及がなされているが、ここでも、行政内部の均等化推進システムについての分析はない。

(5) 行政内部の均等化推進組織についてのデータを提供する資料はイタリア統計局の調査が例外的に存在する(ISTAT, I comitati per pari opportunità, 1999)。ただし、データの更新が必要であると同時に、その組織のパフォーマンスとの影響関係を明らかにする必要がある。男女共同参画政策を行政組織論的アプローチによって分析した研究はイタリアにおいても乏しい状態であった。

(6) 男女共同参画政策にとって政策領域横断的な取組が不可欠であるとする、参画政策推進の中核的企画・実施機構の分析とともに、国・地方を問わず政府行政機構自身の均等化を目指す制度とその効果の分析が重要となる。

2. 研究の目的

本研究は、イタリアにおけるジェンダー政策の行政の実施体制の形成と展開に焦点をあて、公的組織のジェンダー構成(組織ジェンダー)の変化がその組織の活動内容(事業ジェンダー)の変化にいかなる影響を与えるかについて検証することを目的とする。本研究課題は、イタリア行政研究と男女共同参画社会論の2領域を架橋するものとして位置づけられるものであり、90年代以降、中央省庁再編と男女共同参画法の展開がほぼ同時期に重なる日伊両国の比較検討を通じて、「ジェンダーの主流化」時代における政策形成と行政組織のあり方に関して、学術的・実践的含意を引き出すことをめざすものである。

3. 研究の方法

(1) まず、研究全体を支える基礎作業として、具体的な分析対象・素材を明確にしつつ、男女機会均等政策・国内本部機構等の基本枠組みの分析と整理、行政内均等化施策の基本枠組みの分析と整理を通じてイタリアにおけるジェンダー平等政策に関する法制度的枠組みを明らかにし、合わせて、イタリア中央政府機関および自治体の情報収集と日伊比較のために、日本国内において、内閣府男女共同参画局はじめ政府機関についての調査・情報収集を行う。また、具体的な政策分野の動向についても整理・分析を行うこととした。当初計画においては、中央政府・地方政府」の現地調査を想定した。

(2) 熊本地震に伴う外在的要因に加えて、研究内在的要因として、研究計画全体の見込みと具体的な作業との間にズレが生じ、計画の見直しを行った。具体的には、本研究を構成する「公的組織のジェンダー構成」と「組織の活動内容」のうち、前者の分析把握だけでも相当な時間を要することが明らかになり、前者の分析把握に焦点を絞り、イタリア行政のなかにおけるジェンダー平等に向けた取り組みを関連基本データの整理を行いつつ分析する作業に重点を置くこととした。この作業は研究全体にとって必須のプロセスであり、本研究期間終了後をも視野に長期的見通しのなかに位置づけ直して取り組むこととした。

4. 研究成果

(1) イタリアにおける行政組織自体のジェンダー平等化プロセスを考えるうえでの重要な公式文書である首相府公共機能局発出の2007年5月23日指令「公行政における男女の平等なら

びに機会均等の実現に向けた措置」(Direttiva 23 maggio 2007: Misure per attuare parità e pari opportunità tra uomini e donne nelle amministrazioni pubbliche)を解題を付して紹介することによって、機会均等原則の実現が「よき行政」(buona amministrazione)の実現に繋がるという視点を明示し、差別の除去を通じて機会均等原則の実現を目指す具体的行動指針として、差別の撤廃と予防、ポジティブ・アクション三ヵ年計画の採用、ワーク・ライフ・バランスに親和的な労働組織、機会均等の阻害要因を除去し指導的ポストの女性割合を増やすような採用・人事政策、機会均等委員会の増設と強化、固定観念の克服を目指した職業訓練や組織文化の形成など、イタリアにおける行政内均等化施策の基本枠組を明らかにした。なお、その後の各行政機関の取り組みを知るうえでの基本文書である首相府年次報告はこの指令に基づいて作成されている。

(2) 関連政策分野の分析の一環として社会福祉政策を取り上げ、イタリア「福祉国家」をめぐるこれまでの言説にも触れながら、その形成と展開を主に政治経済的背景に関心を寄せて概観し、イタリアにおける戦後福祉国家の形成過程、比較類型論から浮かび上がる諸特徴、州独自の福祉の取り組みに見られる「脱集権化」の諸相を明らかにした。戦後イタリアの「福祉国家」の前提となる環境条件(ブレトンウッズ体制とフォーディズム、共和国憲法、ファシズムの遺産)を示したうえで、特に70年代の多元的・複層的な制度改革の持った意義を明らかにした。比較類型論においては、脱商品化と脱家族化の二つの指標(前者は有償労働・男性化、後者は無償労働・女性化に対応)を用いた分類により、イタリアが「家族主義レジーム」(「南欧型」「地中海型」とも表現される)に位置づけられてきたことを確認した。このことは、家族/親族関係がケアだけでなく所得保障においても大きな役割を果たし、政府による家族支援政策も積極的にはなされてこず、ケア労働の提供主体とケア経費の負担主体の両レベルにおいて家族/親族が負担してきたことを意味する。女性は無償の家事労働に従事することが期待され、労働市場に参加するばあいでも、周辺的な労働に留め置かれ、そのことが女性の労働率が低く、パートタイム労働の割合が高く、家事やケアなどアンペイドワークに費やす時間が多いという現在の状況の背景となっている。さらに、90年代以降の福祉政策を概観し、地方分権化にともなうサブナショナルレベルにおける多元的福祉レジームの展開を州間比較を通じて明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 鈴木桂樹	4. 巻 141号
2. 論文標題 [資料]「公行政における男女の平等ならびに機会均等の実現に向けた措置」解題と翻訳	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 243-256
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 小谷眞男・横田正顕編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 536(49-69)
3. 書名 『新版・世界の社会福祉 第4巻 南欧諸国』（「イタリア「福祉国家」の形成と展開 脱集権化と多元的福祉レジーム」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----